



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

ページ

○ 教育委員会規則

*4 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 1

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第4号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月2日

和歌山県教育委員会委員長 山 下 郁 夫

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

第5条の見出し中「貸与」を「奨学金の貸与」に改める。

第5条の2の見出し中「貸与」を「奨学金の貸与」に改め、同条第1項中「及び保証人（第4条第2項の規定の適用を受ける場合は、保証人を除く。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「及び保証人」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 確約書（別記第2号様式の3）

第5条の2第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

（進学助成金の貸与の申請）

第5条の3 進学助成金の貸与を受けようとする者（条例第2条第2項第1号に規定する入学予定者（以下「入学予定者」という。）を除く。）は、連帯保証人と連署の上、貸与申請書（別記第1号様式の4）に次の各号に掲げる書類を添付し、教育長に提出しなければならない。

(1) その者の属する世帯の生計を主として維持する者の所得を証明する書類

(2) その者の属する世帯全員の住民票の写し

(3) 学校教育法に規定する大学又は短期大学（大学院及び通信制の課程を除く。以下「大学等」という。）の在学証明書

(4) 賃借証明書（別記第2号様式の2）又はこれに代わる賃貸契約書の写し

(5) 確約書（別記第2号様式の4）

2 進学助成金の貸与を受けようとする者（入学予定者に限る。）は、連帯保証人と連署の上、貸与申請書（別記第1号様式の4）に次の第1号から第4号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第5号及び第6号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

(1) その者の属する世帯の生計を主として維持する者の所得を証明する書類

(2) その者の属する世帯全員の住民票の写し

(3) 大学等の入学試験合格通知書若しくは合格証明書又はこれらに代わるものの写し

(4) 確約書（別記第2号様式の4）

(5) 大学等の在学証明書

(6) 賃借証明書 (別記第2号様式の2) 又はこれに代わる賃貸契約書の写し

第6条第1項中「前条」を「第5条の2又は前条」に改める。

第7条を第7条の2とし、第6条の次に次の1条を加える。

(条例第6条に規定する規則で定める書類)

第7条 条例第6条に規定する規則で定める書類は、第5条の3第2項第5号及び第6号に掲げるものとする。

第10条の見出し中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条中「又は保証人 (以下「保証人」という。)」を削り、「若しくは保証人」を「若しくは連帯保証人」に、「その他保証人」を「その他連帯保証人」に、「新たな保証人」を「新たな連帯保証人」に、「保証人変更届」を「連帯保証人変更届」に改める。

第11条第1号中「保証人」を「連帯保証人」に、「保証人変更届」を「連帯保証人変更届」に改める。

別記第1号様式中「ご記入」を「御記入」に改める。

別記第1号様式の2から別記第2号様式までを次のように改める。

別記第1号様式の2 (第5条の2関係)

奨学金
(貸与予定者用)

貸 与 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条の2第1項の規定により申請します。

奨学生番号				※ 太線枠内のみ御記入ください。
学校名	立	全日制		科
		定時制		組
	学校	(単位制)	年	
	分校	高等部		
	専攻科	高等課程	(年4月	年制第1学年入学)
フリガナ				(〒 —)
本人氏名		男・女	印	住所
生年月日	年 月 日生			TEL — —
				自宅外月額を 希望する ・ 希望しない
連帯保証人氏名 (保護者等)				(〒 —)
			印	住所
				TEL — —

上記の者について、和歌山県修学奨励金の貸与申請をすることを認めます。

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印

別記第1号様式の3(第5条の2関係)

奨学金
(在学申請者用)

貸 与 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条の2第2項の規定により申請します。

奨学生番号						※ 太線枠内のみ御記入ください。
学校名	立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 (単位制) 高等部 高等課程	年	科 組	(年4月 年制第1学年入学)
フリガナ			住所	(千 —)		
本人氏名		男・女	印	住所	(千 —)	
生年月日	年 月 日生			TEL	— —	
連帯保証人氏名 (保護者等)			印	住所	(千 —)	
				TEL	— —	
同 一 生 計 の 家 族	続柄	氏 名	年齢	所得の 種類	給与所得 収入年額(税込)	給与所得以外 収入年額(税込)
					円	円
					円	円
					円	円
					円	円
					円	円
			計		A	B
	合 計 金 額 [給与所得+給与所得以外]				A+B	円
本人を 除く就 学者	続柄	氏 名	年齢	校 種 (学 年)		
(1) 世帯員に障害のある人がいる場合		続柄()氏名()等級(級)				
(2) 借家等の家賃を支払っている場合		(月額:)円				
奨学金を 必要とする 理由						

注 1 障害のある人がいる場合、障害者手帳の写しを添付してください。
2 家賃を支払っている場合、賃貸契約書等その支払を証明できるものを添付してください。

上記の者について、和歌山県修学奨励金の貸与申請をすることを認めます。

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印 _____

(裏)

修学奨励金貸与基準額算定表

奨学生番号									
申請者氏名		世帯主の居住する市町村名			該当級地				
生活費 (第1類)									
続柄	年齢	基準額		続柄	年齢	基準額			
本人		円				円		円	
父		円				円		円	
母		円				円		円	
		円				円		小計 円	
生活費(第1類) (計)			[小 計]			× 12月 =		円(1)	
生活費 (第2類)									
第2類・基準額			円 × 12月 =			円			
冬季加算額			円 × 5月 =			円			
生活費(第2類) (計)									円(2)
教育扶助費									
小学校			円 × 人 × 12月 =			円			
中学校			円 × 人 × 12月 =			円			
教育扶助費 (計)									円(3)
住宅費									
家賃・間代			円 × 月 =			円			
住宅費 (計)									円(4)
基礎控除									
			円 × 12月 =			円			
基礎控除 (計)									円(5)
その他の加算 (①~③のうち、最大の額がその他の加算額になります。)									
①老齢加算(70歳以上)			円 × 人 × 12月 =			円			
②母子加算			円 × 12月 =			円			
③障害者加算			()級()			円 × 12月 = 円			
その他の加算 (最大の額)									円(6)

(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) = ア 円

ア 円 × 2.0 = イ 円 ……貸与基準額

申請者の世帯員全員の収入年額(表面A+B) = ウ 円

ウ の額が イ の額より小さければ、貸与基準を満たすことになる。

別記第1号様式の4(第5条の3関係)

進学助成金

貸 与 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条の3の規定により申請します。

奨学生番号	※ 太線枠内のみ御記入ください。						
※ (入学予定者・在学者)							
学校名	立	大学	学部	学科			
		短期大学	分野	課程			
			(年4月	年制第1学年入学・入学予定)			
出身校名	立	高等学校 ※ (県内高等学校・県外高等学校・高認(大検含む。)該当者)					
フリガナ				(〒 — —)			
本人氏名		男・女	印	住所			
生年月日	年 月 日生			TEL — —			
連帯保証人氏名 (保護者等)	(続柄: 本人の)		印	(〒 — —)			
				住所			
				TEL — —			
同 一 生 計 の 家 族	続柄	氏 名	年齢	* 職業・所得の種類	A 収入・売上金額(税込)	B 控除額(給与所得者・必要経費(税込))	A-B 所得金額(税込)
					万円	万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
	↑ 主に家計を支えている者、1人に○を付けてください。 同一人で2種類以上の所得のある者は、所得ごとに段を改めて記入してください。					最も所得の多い者の所得金額	① 万円
家 族	本人を除く就学者	続柄	氏 名	※設置者	校 種 (学年)	※通学別	控 除 額
				国公立・私立		自宅 ・ 自宅外	万円
				国公立・私立		自宅 ・ 自宅外	万円
所得から差し引かれる金額	本人の就学者控除	入学予定者 在学者 (授業料 万円 + 自宅外 万円)					67万円
		母子・父子世帯(子が18歳未満(18歳以上の就学者を含む。)であること。ただし、60歳以上で経済力のない祖父母のいる世帯を含む。)(一律49万円)					万円
		障害のある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等のいる世帯) (1人99万円)					万円
		主に生計を支えている者が別居している世帯(別居により生じた住居、光熱、水道、家具及び家事用品の実費を71万円を限度に控除する。)					万円
		長期に療養を要する人のいる世帯(6か月以上療養中の人又は療養を必要とする人のいる世帯)					万円
		火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時までには被害を受け、今後2年以上にわたり支出の増加又は収入の減少が見込まれる場合における1年当たりの支出増加額又は収入減少額を控除する。)					万円
		② 控 除 額 合 計					万円
③ 認定所得額(①-②)						万円	
④ 収入基準額						万円	

※は、いずれか該当する方を○で囲んでください。

別記第2号様式(第5条の2関係)

奨学金

確認書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私が和歌山県修学奨励金の奨学金の貸与を受けるに当たり、私及び連帯保証人は、以下に記載の貸与内容を確認し同意の上、裏面記載事項並びに和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程を遵守し、返還することを確約し、本確認書を提出します。

貸与月額 [] 円

ただし、貸与中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更後の月額とします。

貸与の始期 平成 [] 年 [] 月分から

貸与の終期 在学する学校の標準修業年限の終期までとします。(家計急変者については、貸与の始期の属する年度末(3月)までとします。ただし、奨学金の継続貸与が認められた場合は翌年度末(3月)までとします。)なお、それ以前に貸与を終了した場合はその期日までとします。

貸与金額 奨学金貸与終了の時期に貸与金額の総額が確定します。

本人 (自署)	フリガナ		生 年 月 日	性 別
	氏 名		年 月 日生	
	現住所	〒	TEL()	—
	学校名	立	学校	分校 専攻科 全日制 高等部 定時制 高等課程 (単位制)

連帯保証人 (自署)	フリガナ		生 年 月 日	本人との続柄
	氏 名		年 月 日生	
	現住所	〒	TEL()	—

本人が未成年者(20歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がある場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏 名		生 年 月 日	電話番号 ()
			年 月 日生	—
	現住所	(〒 —)		
	氏 名		生 年 月 日	電話番号 ()
			年 月 日生	—
現住所	(〒 —)			
後見人	氏 名		生 年 月 日	電話番号 ()
			年 月 日生	—
	現住所	(〒 —)		

(裏面)

確認書裏面

1 奨学金の貸与に係る事項

- (1) 奨学生は、次の場合、速やかに県に届け出なければなりません。
 - ア 本人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
 - イ 連帯保証人を変更するとき。
 - ウ 休学、復学、転学、停学又は退学したとき。
 - エ 奨学金貸与を辞退するとき。
 - オ 他の奨学金の適用を受けるとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、奨学金の貸与を停止します。
- (3) 奨学生が次の状態になったときは、奨学金の貸与を打ち切ります。
 - ア 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - イ 退学したとき。
 - ウ 奨学生の生計を主として維持する者が県外に転居したとき。
 - エ 奨学生の世帯全員の年間収入額が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額を超えたとき。
 - オ 独立行政法人日本学生支援機構学資金、母子及び寡婦福祉資金の修学資金、高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金及び生活福祉資金貸付金の修学費(いずれも月額貸与)の貸与を受けることとなったとき。
- (4) 奨学生が、偽りその他の不正の手段により、奨学金の貸与を受けることとなったことが判明したときは、その貸与を取り消し、直ちに貸与を受けた奨学金の一括返還をしなければなりません。

2 奨学金の返還に係る事項

- (1) 奨学生は、貸与終了時に連帯保証人と連署した「奨学金借用証書・返還誓約書」を提出しなければなりません。
- (2) 貸与総額に応じた返還回数で、算出された割賦額を月賦又は月賦・半年賦併用の方法により、申請時に登録した口座から自動引落の方法で返還することになります。延滞すると、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合を乗じて計算した金額が延滞金として課されます。
- (3) 返還は貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、10年以内に返還しなければなりません。
- (4) 返還期日前に、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (5) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、速やかに県に届け出なければなりません。
- (6) 奨学金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届け出なければなりません。本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を発送した場合には、延着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。
- (7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、返還を猶予します。
 - ア 本人が高等学校等、大学、短期大学、大学院又は専修学校専門課程に在学するとき。
 - イ 災害、傷病その他やむを得ない事由により、奨学金の返還が著しく困難になったと認められるとき。
- (8) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を免除することがあります。
 - ア 死亡したとき。
 - イ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還できなくなったと認められるとき。
- (9) 本人又は連帯保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的手続をとることがあります。

3 保証に係る事項

連帯保証人は、本確認書によって負担する一切の債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については、関係法令及び本確認書並びに「奨学金借用証書・返還誓約書」等に従わなければなりません。

4 貸与決定されなかった場合等の確認書の取扱いに係る事項

申請後貸与決定されなかった場合、貸与取消しになった場合又は申請後辞退した場合は、この確認書は無効となります。その場合確認書は返却しません。県が責任をもって廃棄します。

別記第2号様式の2中「第5条関係」を「第5条の3関係」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第 2 号様式の 3 (第 5 条の 2 関係)

確 約 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

申 請 者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連帯保証人 住 所 _____
(保護者等)

氏 名 _____ (印)

私は、和歌山県修学奨励金（奨学金）の貸与を申請するに当たり、次のことを確約します。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法（旧日本育英会法）（平成15年法律第94号）による奨学金の貸与を受けていないこと。
- (2) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金の貸与を受けていないこと。
- (3) 生活福祉資金貸付金の教育支援費の貸与を受けていないこと。
- (4) 高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金の貸与を受けていないこと。

なお、上記(1)から(4)までの奨学金等を受けることになったときは、速やかに「他奨学金等適用届」により報告します。

別記第 2 号様式の 4 (第 5 条の 3 関係)

確 約 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

申 請 者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連帯保証人 住 所 _____

(保護者等)

氏 名 _____ (印)

私は、和歌山県修学奨励金（進学助成金）の貸与を申請するに当たり、次のことを確約します。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法（旧日本育英会法）（平成15年法律第94号）による奨学金の入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けていないこと。
- (2) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による就学支度資金の貸与を受けていないこと。
- (3) 生活福祉資金貸付金の就学支度費の貸与を受けていないこと。

入学予定者である私は、(1)から(3)に併せて次のことを確約します。

- (4) 年 4 月 3 0 日までに大学等の在学証明書及び貸借証明書（別記第 2 号様式の 2）又はこれらに代わる貸貸契約書の写しを提出すること。

別記第3号様式中「ご記入」を「御記入」に改める。

別記第4号様式及び別記第4号様式の2を次のように改める。

別記第4号様式(第9条関係)

奨学生番号		氏名	
-------	--	----	--

奨学金借用証書
返還誓約書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

借用金額 _____ 円也

私は、和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程に基づき、和歌山県修学奨励金の奨学金を借用しました。
つきましては、私及び連帯保証人は、関係規程に従い返還計画のとおり滞りなく返還することを誓約します。
もし、正当な理由なく奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても、又は強制執行の手続をとられても異議ありません。

本人	フリガナ		生年月日	性別
	氏名	(印)	年 月 日生	
	現住所	〒	TEL()	—
(自署)	学校名	立 学校 分校	全日制 高等部 定時制 高等課程 (単位制)	科

私(連帯保証人)は、本人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について連帯して保証します。

連帯保証人	フリガナ		生年月日	本人との続柄
	氏名	(印)	年 月 日生	
	現住所	〒	TEL()	—

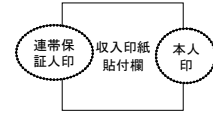
本人が未成年者(20歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がある場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏名	(印)	生年月日	
	現住所	〒	TEL()	—
親権者	氏名	(印)	生年月日	
	現住所	〒	TEL()	—
後見人	氏名	(印)	生年月日	
	現住所	〒	TEL()	—

別記第4号様式の2(第9条関係)

奨学生番号		氏名	
-------	--	----	--

進学助成金借用証書
返 還 誓 約 書



和歌山県教育委員会教育長 様

年 月 日

借入金額 _____ 円也

私は、和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程に基づき、和歌山県修学奨励金の進学助成金を借用しました。つきましては、私及び連帯保証人は、関係規程に従い返還計画のとおり滞りなく返還することを誓約します。もし、正当な理由なく進学助成金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても、又は強制執行の手続をとられても異議ありません。

本人	フリガナ		生 年 月 日	性 別
	氏 名	(印)	年 月 日生	
	現 住 所	〒	TEL ()	—
自署	学 校 名	立 大学 短期大学	学 部	学 科 課 程

私(連帯保証人)は、本人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について連帯して保証します。

連帯保証人 自署	フリガナ		生 年 月 日	本人との続柄
	氏 名	(印)	年 月 日生	
	現住所	〒	TEL ()	—

本人が未成年者(20歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

親 権 者	氏 名	(印)	生 年 月 日	
	現住所	〒	TEL ()	—
後 見 人	氏 名	(印)	生 年 月 日	
	現住所	〒	TEL ()	—

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第10条、第11条関係)

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
本人住所	(〒 —)
氏 名	印

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第10条又は第11条第1号の規定により届け出ます。

記

1 連帯保証人の変更

新連帯保証人	氏 名	印
	住 所	(〒 —) TEL — —
旧連帯保証人	氏 名	印

※ 連帯保証人を変更するときは、必ずその本人の承諾を受けてください。

2 連帯保証人の住所等の変更

連帯保証人	氏 名	印
	住 所	(〒 —) TEL — —

附 則

(施行日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第9条の規定により修学奨励金を返還しなければならない者のうち既に返還の期限が到来しているにもかかわらず修学奨励金の全部又は一部を返還していないものに対する改正後の第4条、第10条及び第11条並びに別記第6号様式の規定の適用については、当該修学奨励金の全部又は一部を返還するまでの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の規定に基づいて提出されている貸与申請書、確認書その他の書類は、前項に規定する場合を除き、改正後の和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。